

議会における自治基本条例の遵守を求める請願書

2011年2月25日 明日の明石市政をつくる会

請願の趣旨

昨年4月に施行された自治基本条例では、第8条、第9条において市議会の役割や責務について定めました。この規定では「活動報告会の実施」や「合議制の意思決定機関であることを認識し、意思決定を行うに当たっては、十分な議論を尽くし、議員相互間の自由討議によって合意形成を図る」と決められています。明石市議会はこの1年間、この規定を実行せず、自治基本条例に違反した状態を続けています。

本定例会でもって改選される前に、こうした状態について説明責任をしっかりと果たし、今後の対応を明確に市民に示すべきです。

請願の項目

1. 自治基本条例第8条および第9条に反してこの一年間、「議員相互の自由討議によって十分な議論を尽くす手立てを取らなかった」こと、および「活動報告会を実施しなかった」ことについて、議会の責任を明らかにし、今後の対応を明示すること

請願各項目の趣旨補足説明

1. 自治基本条例の第2章第2節に「市議会の役割、責務等」と「市議会議員の責務」の2条が盛り込まれたのは、市議会自らがまとめた「明石市議会のあるべき姿」および「明石市議会議員のあるべき姿」に基づいて規定したものです。
2. 第8条3項では「活動報告会の実施等により議会活動について積極的に市民に情報発信するとともに、市民の意思を市政に反映するために、市民参加を推進し、市民に開かれた議会運営に努めなければならない」と義務づけています。しかるにこの1年間、議会として具体的な方策を決めることなく、一度もこの行動を行ったことがありません。
3. また、同4項では「市議会は合議制の意思決定機関であることを認識し、意思決定を行うに当たっては、十分な議論を尽くし、議員相互の自由討議によって合意形成を図るものとする」と規定しています。しかし、この一年間、この規定を満足させるための議会運営の改革を具体的に議論し、実行に移そうとした痕跡がありません。
4. 議会内部では「市議会議員政治倫理条例案」をつくり、パブリックコメントを経て本定例会に提案し、成立させようとしています。しかし、この議員政治倫理条例づくりの過程においても市民参画がまったくなく、身内の議員だけで条例づくりを行ってきました。このことは、自治基本条例第4条1項および第8条3項に定められた「市政への市民参画の機会が保障されること」「市民の意思を市政に反映するために、市民参加を推進する」ことに明らかに反しています。

付記

なお、本請願の審議に際しては、付託委員会において請願人の陳述を認めるとともに、請願の採否についての討議は、自治基本条例の規定に基づき「議員相互の自由討議によって、十分な議論を尽くす」よう、お願いいたします。